

平成21年1月21日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 馬場速人

平成20年(ネ)第3924号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成
19年(ワ)第10626号)

平成20年11月26日口頭弁論終結

判 決

東京都

控訴人 品川

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

被控訴人

同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

同 白井晶子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の申立て

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

(1) 本件は、被控訴人が、平成18年法律第65号による改正前の証券取引法（以下「旧証取法」という。）28条所定の証券業の登録を受けていない株式会社日興グランダム（以下「日興グランダム」という。）の代表取締役である控訴人その他の従業員から、証券取引所に上場されておらず、そのような中でも特別に取引の勧誘が許されているいわゆるグリーンシート銘柄（旧証取法40条1項1号参照）でもない複数の株式会社の未公開株について近く上場されて利益が確実に受けられるなどと申し向けられ、その旨誤信して全く無価値の上記未公開株を自己又は妻の名義で購入した結果売買代金相当額の損害を被ったところ、これらの行為は「未公開株詐欺商法」ともいるべき日興グランダムによる組織的な株式代金名下の詐欺であり、同会社の代表取締役である控訴人は、この詐欺的商法に主体的・積極的に関与したほか、従業員らの業務監督を重大な過失により懈怠したものであるとして、控訴人に対し、共同不法行為又は平成17年法律第87号による改正前の商法266条の3に基づいて、上記未公開株代金合計690万円及び弁護士費用70万円の総計760万円相当の損害賠償金及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成19年5月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求した事案である。

(2) 原審は、上場が予定されているわけでもなく上場できるような内容の会社であるかどうかも不分明な株式会社に係る上記未公開株は、その代金に見合うだけの客観的価値がないものであり、そのような株式を不当に高額な代金により顧客に對し反復継続して販売していた日興グランダムの未公開株取引は組織的な詐欺行為といるべきであって、代表取締役として同会社を主宰していた控訴人は、同会社の取締役営業部長として上記取引を含む営業全体を統括していた大畠■（弁

論分離前の相控訴人。以下「分離前相控訴人」という。）と共に、顧客としての被控訴人に対し共同不法行為責任を負うべきであるとして、被控訴人の本訴請求を全部認容した。そこで、控訴人は、これを不服として本件控訴を提起した。

2 当事者の主張

(1) 次に補充的主張を加えるほかは、おおむね原判決「事実及び理由」の「第2 当事者の主張」（原判決1ページ26行目から4ページ22行目まで）に記載とおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴人の当審における補充的主張

ア 日興グランダムは、日頃の従業員教育等において、断定的言辞をもって未公開株を販売してはならない旨指導を徹底していたところであり、近く上場されることが確実であるとか、上場された場合には多額の利益が得られるなどといった断定的判断の提供は一切していないし、仮に上記指導に反する勧誘が従業員によってされたことがあるとしても、従業員の一人であった被控訴人自身が購入している本件各取引は詐欺に該当しないというべきである。

イ 日興グランダムの従業員は誰一人被控訴人に対し勧誘をしておらず、被控訴人が主体的に自分の意思で未公開株を購入したものにはかならないから、被控訴人に生じた損害と日興グランダムの営業活動との間に相当因果関係はない。

ウ 損益相殺

被控訴人は、本件各取引をしたことの代償ないし対価として、業績給として本件各取引の売買代金合計額690万円の1割に相当する69万円及び平成17年8月から12月までの間の奨励金として10万円の合計79万円を日興グランダムから受領しているから、上記受領金に相当する額は被控訴人の主張する損害額から損益相殺により控除されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の当審における主張を併せ検討しても、控訴人の主張は失当であり採用できず、被控訴人の本訴請求は理由があると判断する。その理由は、専

ら分離前相控訴人に関する部分を除き、また、次に当裁判所の補充的判断を付け加えるほかは、おおむね原判決の「第3 当裁判所の判断」（原判決5ページ17行目から9ページ末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決6ページ15行目の「得てはいないこと」の次に「日興グランダムは顧客に対し本件各取引からあまり間のない平成19年3月初旬をもって廃業した旨の通知を唐突に送り付けていること、日興グランダムは本件各取引に係る未公開株の価格に関する資料を有しておらず、取引価格について真摯な検討をしていないこと（控訴人が本訴において本件各取引に係る株式会社の価格を基礎付ける資料として提出しているものは、これらの会社のパンフレットや会社の概要を記載したものであるが客観的裏付けを欠くものばかりであって、それらの株式の客観的価値について詳細に検討を加える資料としてはおよそ不十分なものといわざるを得ない。）」を加え、同7ページ1行目の「取引を勧誘する」を「取引を勧誘し、顧客に対し真実と異なる事実を説明してその射幸心をあおり、顧客に当該取引によって多大の利益を得ることがほぼ確実である旨誤信させる」に改める。

2 当裁判所の補充的判断（控訴人の補充的主張に対するもの）

(1) 控訴人は、従業員に対する日ごろの指導により、顧客に対しては断定的言辞による勧誘ないし断定的判断の提供をしないよう徹底していたこと、さらに被控訴人は日興グランダムの従業員であったことから、本件各取引は詐欺に当たらない旨主張する。

しかしながら、控訴人の上記主張内容を認めるに足りる証拠はなく、かえって、証拠（甲3、11、23、24、乙ハ1、被控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、① 日興グランダムは、顧客勧誘のためのひな形文書を作成していること、② 同ひな形文書には、「上場までは準備の関係で、1.5～2年間は必要となります、上場時は90%以上の新規公開株式は公募価格の2倍～5倍となっております。（同封の資料参照）」と記載されており、日興グランダムではこのようなひな形文書を基本とした定型的なセールストークを研修等を通じて営業マン

に徹底して仕込んでいること、③ 被控訴人は、■大学工学部を卒業した技術畠の経験を有し、かつて製薬会社に長年勤務しており、平成17年6月から約1年間日興グランダムの従業員であった以外は株式取引に関する職種には就いておらず、有価証券取引の経験もさほどなく、未公開株の取引は本件各取引が初めてあったこと、④ 被控訴人が日興グランダムの行っている取引が詐欺的商法であることに気が付いたのは、本件各取引の後である平成18年の末ころないし平成19年1月に入ったころであり、それまでの間は、日興グランダムの扱う商品がすばらしいものであると信じ込み、自ら営業活動に携わっていたこと、⑤ 被控訴人が本件各取引に至った経緯は、同会社の営業を統括し朝礼その他の機会に営業マンを指導していた大畠■や控訴人らによる虚偽の説明や狡猾な指導に刺激を受け、軽率にもこれを盲信した結果、自ら未公開株の買受けを申し出たものであること、以上の事実が認められるのである。そうすると、日興グランダムは、その従業員を通じて顧客に対しほぼ間違いなく購入した未公開株の価格が近い将来格段に高騰する旨の断定的判断を提供していたとみるのが相当であるし、同会社内における説明や指導により被控訴人に対しその旨誤信させていたこと自体が欺罔行為そのものというべきであるから、被控訴人に対する関係でも不法行為が成立することは明らかであって、控訴人の上記主張は何ら根拠のない言い逃れにすぎず採用の限りではない。

(2) また、控訴人は、被控訴人が主体的に自分の意思で未公開株を購入したものであって、被控訴人に生じた損害と日興グランダムの営業活動との間に相当因果関係がないとも主張するが、上記(1)で認定した事実に照らせば、同会社が営業活動の一環として行った従業員教育としての虚偽の説明等によりこれを真実と誤信した被控訴人が買受けを申し出た結果損害を受けたものであって、これらの間に相当因果関係があることは明らかであるから、控訴人の上記主張もまた失当というべきである。

(3) 損益相殺の主張（当審での援用に係るものを含む。）は、これが理由のないこ

とは原判決（同判決9ページ22行目から25行目）の説示するとおりであり、また、当審において取得株式の評価等を含め損益相殺について新たな立証は何もなく、理由のないことは明らかであり、採用の限りではない。

3 よって、被控訴人の本訴請求を認容した原判決は相当というべきであって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 藤 村 啓

裁判官 岸 日出夫

裁判官 大 濱 寿 美

これは正本である。

平成 21 年 1 月 21 日

東京高等裁判所第 15 民事部

裁判所書記官 馬 場 速

